愛光学園同窓会 準支部規程

第１条　本規程は、会則第 4 条による支部ならびに支部規程に該当しない、期をまたがる愛光

学園同窓生の集まりに関する事項を定める。 （以下「準支部」と称する）

第２条　以下のような同窓生の集まりは同窓会本部に届出（登録）すると共に、同窓会本部と

連携を図り同窓会本部並びに母校愛光学園の発展に寄与するよう努める。

１．職域、専門職等の集まり

２．部活動のＯＢ会、趣味の集まり

３．都道府県単位未満での集まり

４．海外各地での定期的な集まり

第３条 　届出のある場合、本部は実態を確認の上で準支部と認定する。

第４条 　準支部は 10 名以上の会員で組織することが望ましい。

準支部は、所属する会員の同窓会費の納入の向上に協力するものとする。

第５条 　準支部設置の届出には次の事項を必要とする。

① 名称 ② 代表者名 ③ 役員 ・会員等の組織構成 ④ その主たる目的（会則等）

⑤ 連絡先

第６条 　準支部は同窓会ホームページ・同窓会だより等で同窓生にその活動内容や情報を告知

することができる。

第７条 　新しい準支部が設立された時は、設立準備金を支給するものとする

第８条　 本部において準支部の活動が確認できなくなった場合、もしくは連絡先が不明と

なった場合は、準支部の登録を抹消する。

第９条 　本規程に定めなき事項については、その都度常任理事会で協議し、理事会で承認を

得ることとする。

第10条　 本規程の改定は理事会で決議するものとする。

附則 １．本規程は、令和6年5月1日より施行する。